

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

禁複写

住 所 愛知県名古屋市港区昭和町14番地の24

氏 名 株式会社アビツ  
代表取締役 瀬田 大

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和2年2月6日

許可の有効年月日 令和7年2月5日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| ①汚泥       | ⑦ゴムくず                  |
| ②廃油       | ⑧金属くず                  |
| ③廃プラスチック類 | ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ④紙くず      | ⑩鉱さい                   |
| ⑤木くず      | ⑪がれき類                  |
| ⑥繊維くず     |                        |

以上11種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
令和2年2月6日：当初許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無